

## 熊谷市コミュニティポイント付与要領

(目的)

第1条 この要領は、熊谷市コミュニティポイント事業実施要綱（令和6年1月31日決裁。以下「実施要綱」という。）第1条の目的を達成するために付与するコミュニティポイント（以下「クマポ」という。）について必要な事項を定める。

(クマポの付与数)

第2条 クマポの付与数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりする。

(1) 実施要綱第6条第1項第1号に規定するボランティア活動及び地域活動の場合

ア 活動時間が30分以上2時間未満 1回当たり1人につき  
100クマポ

イ 活動時間が2時間以上4時間未満 1回当たり1人につき  
300クマポ

ウ 活動時間が4時間以上 1回当たり1人につき500クマポ

エ 1月を通して継続的にボランティア等をしたとき 1人1月  
につき500クマポ

(2) 実施要綱第6条第1項第2号に規定する地域コミュニティの活性化に資するイベントの場合 1回当たり 50クマポ

(3) 実施要綱第6条第1項第3号に規定する市長が適当と認める活動等の場合 当該活動の態様により、第1号及び前号に準ずる。

2 実施要綱第5条の登録を受けた付与対象団体（以下「登録付与対象団体」という。）の代表者は、付与されたクマポを、前項各号の区分に応じ、ボランティア等又はイベントの参加者に付与するものとする。ただし、実施要綱第7条第2項の規定により主催団体に代わって実施要綱第6条の活動等に参加した者に付与する場合はこの

限りでない。

(クマポの付与申請)

第3条 登録付与対象団体は、クマポの付与を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面（電子メール又はこれに類する方法を含む。以下同じ。）により、市長に申請しなければならない。

- (1) 団体名及び団体の所在地
- (2) 団体代表者氏名
- (3) 付与を受けようとするクマポの数
- (4) 次に掲げる付与対象活動の種類の別
  - ア 実施要綱第6条第1項第1号に規定するボランティア活動及び地域活動
  - イ 実施要綱第6条第1項第2号に規定する地域コミュニティの活性化に資するイベント
  - ウ 実施要綱第6条第1項第3号に規定する市長が適当と認める活動等
- (5) 事業の目的・内容
- (6) 事業実施により見込まれる効果
- (7) 事業の実施日又は開始日及び終了日
- (8) 事業実施の開始時刻及び終了予定時刻
- (9) 事業の実施場所
- (10) 参加予定人数
- (11) 担当者氏名及び連絡先

2 前項の申請は、実施要綱第6条第1項各号に定める活動等の実施の日の10日前までにするものとする。

3 市長は、前2項の規定による申請があった場合において、クマポを付与すべきものと決定したときは、その旨を書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することがで

きない方式で作られた記録をいう。)を含む。)により、登録付与対象団体に通知するものとする。

4 市長は、クマポを付与しないことに決定したときは、理由を付して書面により、登録付与対象団体に通知するものとする。

5 市長は、クマポの付与の決定に当たっては、実施要綱第1条に掲げた目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(クマポの付与決定の取消し等)

第4条 市長は、登録付与対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、クマポの付与の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によりクマポの付与を受けたとき。
- (2) クマポを実施要綱第6条第1項各号に定める付与対象活動以外に利用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要領及び実施要綱に違反したとき。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。